

独立行政法人国立健康・栄養研究所の役員給与規程の改正について

1. 改正の内容

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に準拠するため、当研究所の「独立行政法人国立健康・栄養研究所役員給与規程」を一部改正した。

改正点（附則の追加）

附則

- 1 平成24年4月1日から平成26年3月31日の間においては、俸給月額、地域手当、期末手当、勤勉手当については、9.77%を減じて支給する。
- 2 平成24年6月の期末手当において、俸給の月額等の合計額に0.37%に平成23年4月から平成24年3月までの12ヶ月を乗じた額及び平成23年6月及び12月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に0.37%を乗じた額を減じて支給する。

2. 施行日

平成24年4月1日